

変異株に対するグリーン・ゾーン認証の追加的対策

① 全施設を対象にすぐに実施していただきたい対策

- 利用者の入れ替え時におけるトイレのドアノブなどの清拭消毒の徹底
- トイレの入り口付近(店舗側)への消毒液の設置

② 飲食スペースのある施設において

〈a.すぐに実施していただきたい対策〉

- 利用者に対して氏名、連絡先等(代表者のみ)を記入するように要請すること。

陽性者が当該店舗を利用していたことが判明した場合に、保健所が行う疫学調査に必要となるものであり、利用者が特定できない場合は店舗公表があります。店舗側で最低1ヶ月間（可能な限り3ヶ月間）保管して下さい。

※認証施設は、取得した個人情報について個人情報保護法に基づく適切な管理を行い、疫学調査を行う保健所への情報提供の目的以外には使用しないで下さい。

- 滞在時間を90分間程度に変更 (bをすべて実施している場合は、2時間に緩和)

〈b.経過措置期間内までに実施していただきたい対策〉

- 席の近くに手指消毒用のアルコールを設置する。

- 十字パーティション等の設置。以下のようなパーティションを設置して遮断する(別紙参考)

高さ：座った人の頭が隠れる高さ 幅：机と同じ幅

形状：2人掛けは一字、4人掛けは十字、6人掛けはキ字のように隣接する人と遮断されるように配置

- 二酸化炭素濃度測定器を設置し、室内の二酸化炭素濃度が1000ppmを超えた場合、即座に窓を開放し、換気を実施する。測定器の設置場所：ドア、窓、換気口から離れた場所で、人から少なくとも50cm離れたところ。

- HEPAフィルタによるろ過式で風量が毎分5m³以上の空気清浄機を、メーカー指定の適用床面積に応じて設置。

→ 機器購入に対する補助制度により支援します。

詳細については別途通知しますが、領収書等は必ず保管しておいてください。

※ 基準については、HP等に掲載してありますので、ご覧下さい。

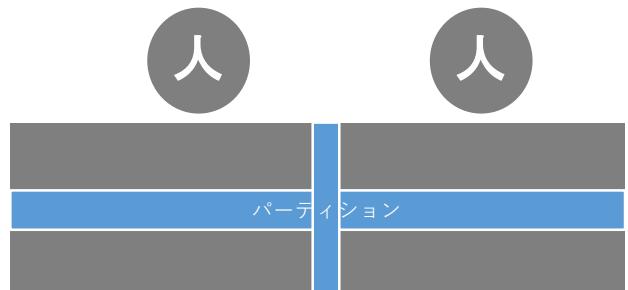
追加対策を行い、再申請をしなければ更新できません！！
詳しくは山梨県ホームページをご参照ください。

パーティションの設置イメージ

2人掛け(平面図)



4人掛け(平面図)

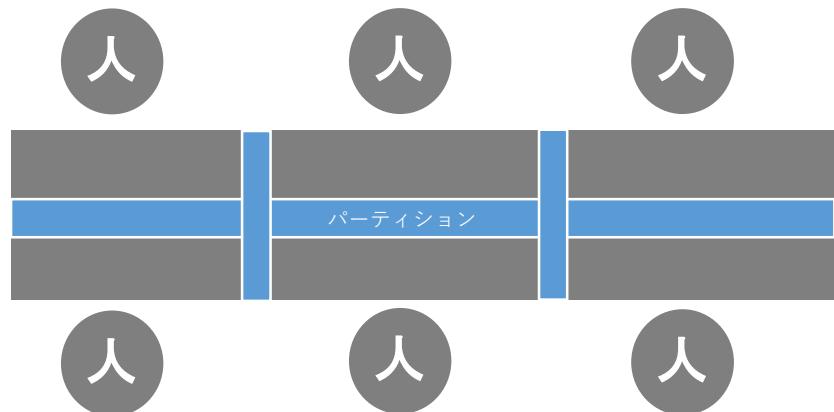


GW相談ダイヤル(5/1~5/5)

グリーン・ゾーン認証事務局
電話055-222-0384
午前9時30分～午後5時30分



6人掛け(平面図)



パーティションの高さ(側面図)

